

国民健康保険の被保険者の皆さんへ 健診や各種届け出についてお知らせします

今年度からスタートした「若者（わっかもん）健診」では、20歳以上の国民健康保険加入者も、特定健診と同じ内容の検査を受けることができません。若い人も、この機会にぜひ健診を受けましょう。併せて、資格の異動がないか確認しましょう。

■自身の体の状態を知るために、健診を受けましょう！

●「若者（わっかもん）健診」がスタート

今年度から「若者（わっかもん）健診」がスタートし、20～39歳の国民健康保険加入者も、特定健診（40～74歳の国保加入者が対象）と同じ内容の検査を受けられるようになりました。

この機会に若いうちから受診し、健康づくりに取り組みましょう。

●体の中は、見た目では分からない

若者健診・特定健診・後期高齢者健診では、体格・血圧・糖代謝・脂質・肝機能・

腎機能などさまざまな項目を調べ、生活習慣病の危険性を把握することができます。

生活習慣病は、長年の生活習慣などが原因ですが、自覚症状がないまま進行します。で、見た目では分からないことが多いというのが特徴です。気付いたときには手遅れということが起こらないように、まずは健診を受けましょう。

●健診希望調査票の提出、健診の申し込みは済みますか？

4月上旬の行政区配布で、健診希望調査票をお送りしています。まだ調査票を提出していない人は、町総合保健福祉センターまたは町住民生活課まで提出してください。

また、今年度転入した人や国保になった人で、健診の申

し込みを希望する人も、気軽にお問い合わせください。

▼提出・お申し込み先

町総合保健福祉センター

☎096・235・8711

✉kig13@town.kosa.lg.jp

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線106)

✉kig204@town.kosa.lg.jp

■資格の異動があったときは届け出を忘れずに

●就職などでほかの健康保険に加入したときは？

就職でほかの健康保険に加入したときや、健康保険の被扶養者に認定されたときは、

国保の資格喪失の届け出が必要です。

▼届出に必要なもの

・国民健康保険被保険者証

・新しく取得した健康保険被保険者証

・印かん

※喪失の届け出が遅れると、被保険者証があるため、誤ってそれを使って医療を受けた場合は、国保が負担した医療費を後で返していただくこととなります。

また、ほかの健康保険に加入していても、国保の喪失届け出をしなければ、国民健康保険税が課税されたままになります。

●退職したときは？

退職して健康保険の資格を喪失したときや、健康保険の

任意継続を喪失したとき、健康保険の被扶養者から外れたときは、国保の資格取得の届け出が必要です。

▼届出に必要なもの

・健康保険資格喪失証明書

(または喪失日が確認できるもの)

・印かん

※加入の届け出が遅れると、国保税は、資格の取得月から課税されますので、さかのぼって納めなければなりません。また、被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

●届出・お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線106)

✉kig204@town.kosa.lg.jp